

下妻市再生可能エネルギー導入に関する民間提案制度実施要項

1 趣旨

下妻市（以下「本市」という。）では、令和3年度に再生可能エネルギーポテンシャルの把握や導入目標の設定、さらには導入モデルの検討を行い、「下妻市再生可能エネルギー導入計画（以下「本計画」という。）」を策定しました。本計画では、2050年二酸化炭素排出量実質ゼロを目指すための脱炭素シナリオを設定しており、脱炭素社会構築に向けた各施策を推進していくためには、民間ならではの柔軟な発想や専門性を事業に活かしていくとともに、業務の効率的な運用等がこれまで以上に必要となっています。

本実施要項は事業の実施段階だけでなく、企画段階からも民間のノウハウを活用することで、公民連携を推進するとともに、本計画の将来ビジョン「循環可能な形で次世代へとつなぐ脱炭素ライフスタイル」の実現に資するため、民間事業者からの事業提案を募集し事業化を目指すものです。

2 制度の概要

本制度は、本計画で定めた重点プロジェクトについて、市と民間事業者、NPO法人（以下「民間事業者等」という。）との間で事業情報、提案方法、事業化プロセスなどについて、対話を行うことで検討を進めます。

3 対象事業

対象事業は、本計画で掲げる以下の重点プロジェクトとします。

- (1) 地域資源を活用したバイオガス発電事業
- (2) 遊休地や調整池を活用した再生可能エネルギー発電事業
- (3) 地域資源を活用した堆肥のブランド化、固形燃料化事業

4 事業フロー

(1) 対話段階

民間事業者等は、市と対話するに当たり、生活環境課へ参加申込書を提出します。その後、民間事業者等は生活環境課との対話の中で、重点プロジェクトに係るアイデアについてご説明していただきます。

(2) 事業化検討段階

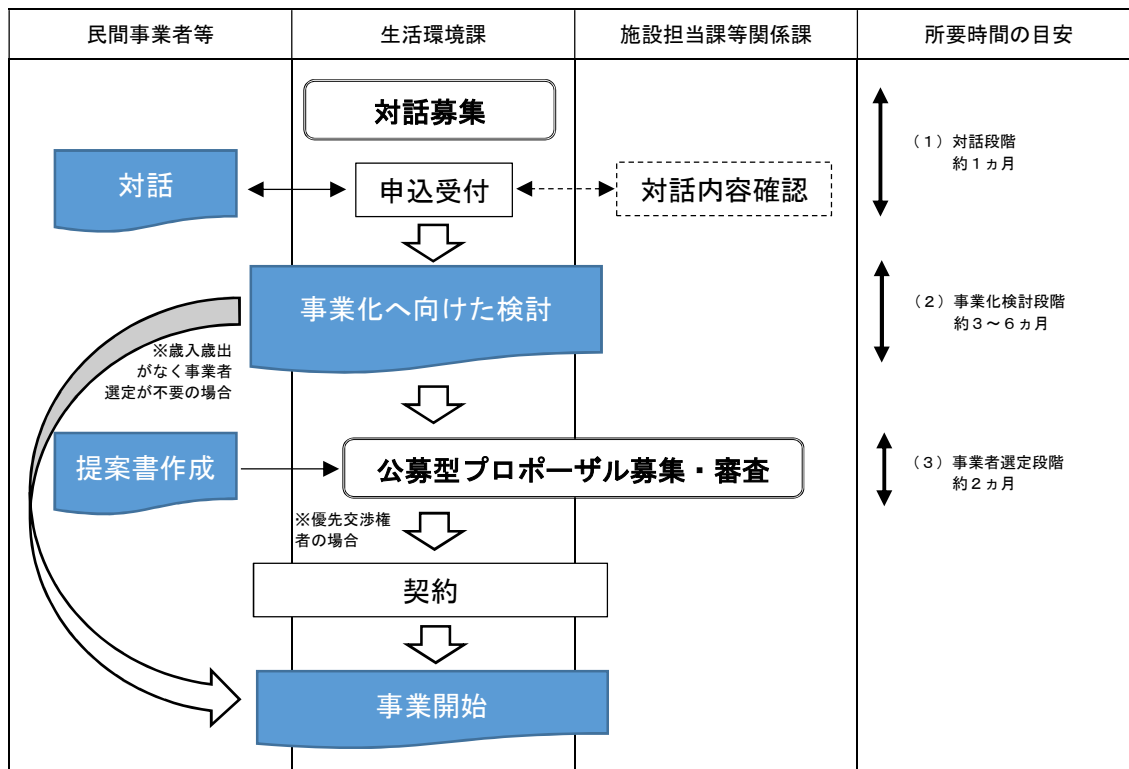
対話段階を踏まえ、民間事業者等、生活環境課、施設所管課等関係課により課題を整理し、事業化に向けた検討を行います。

(3) 事業者選定段階

原則、公募型プロポーザル方式により事業者の選定を行いますので、募集要項に基づきご提案ください。

※特許権等の排他的権利、特殊な技術に係る物品等若しくは特定役務の調達をする場合において、当該調達の相手方が特定されているとき又は本市の歳入歳出を伴わない事業についてはこの限りではありません。

事業化までの流れ



5 留意事項

- ・市との対話により権利義務関係が生じるものではありません。
また、対話した事業について、必ずしも事業化を保証するものではありません。
- ・対話に関する一切の費用は、民間事業者等の負担になります。
- ・相談内容は第三者の有する知的財産権を侵害しないものとしてください。
また、対話内容に知的財産権が含まれる場合には、その旨を明示してください。
- ・提出された書類に係る知的財産権は民間事業者等に帰属するものとし、民間事業者等の同意なく公表しません。

下妻市再生可能エネルギー導入に関する民間提案制度 参加申込書

令和 年 月 日

1. 担当者連絡先

団体名	
所在地	
担当者氏名	
電話番号	
電子メール	

2. 提案内容

事業区分 ※対象事業(1)～(3)の事業名を記入	内 容